

第9号様式（第8条関係）

(表)

受 付	年 月 日
決定・否	年 月 日
決定内容	減 額・免 除

登録手数料減額・免除申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり指定自転車置場利用登録手数料の減額・免除を申請します。

記

利用者 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年 月日	年 月 日	年 齢	歳
住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		電話	( )	
置場名					
減額・ 免除の 理 由	① 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下肢又は体幹の肢 体不自由である者 免除 ② 生活保護を受けている者 免除 ③ ①以外の身体的理由による者で身体障害者手帳の交付を受けてい る者 減額 ④ 高齢者（65歳以上） 減額 ⑤ 児童扶養手当受給者 減額 ⑥ その他（ ）減額 ※詳しくは裏面をご覧ください。				
確 認 書 類					

(裏)

## 『登録手数料減額・免除』について

指定自転車置場利用の登録手数料について、次に該当する方には減額又は免除があります。減額の場合、既定の手数料から“四分の一相当額”を減額した金額となります。減額後の金額は、区内在住の方で3,090円、区外の方で6,170円です。

免 除	身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢機能障害1～6級又は体幹機能障害1～5級の肢体不自由な方 ※体幹機能とは腰の部分
	生活保護を受けている方

減 額	免除に該当しない方で、身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方 ※例：心臓機能障害
	65歳以上の方 (昭和35年4月1日から昭和36年3月31日生まれを含む。)
	児童扶養手当を受けている方

上記のいずれかに該当される方は、登録手数料減額・免除申請書（“減額・免除の理由”欄の該当番号に○、“確認書類”欄に証明書類名を記入）及び確認書類（下記添付確認書類例参照）を、指定自転車置場利用登録申請書と併せてご提出ください。

※登録手数料減額・免除申請書及び確認書類の両方がそろっていないと減額・免除となりません。

<添付確認書類例>

免除に該当する方は・・・

- 身体障害者手帳の障害名及び級を確認できるページの写し
- 保護証明書等、生活保護を受給していることが確認できる書類の写し

減額に該当する方は・・・

- 身体障害者手帳の障害名（歩行困難な方）を確認できるページの写し
- 運転免許証、マイナンバーカード等生年月日が確認できる書類等の写し
- 児童扶養手当証書等、児童扶養手当を受給していることが確認できる書類の写し

※確認書類（証明書類等の写し）が用意できない場合はご相談ください。